

1 複式簿記の記帳

(1) 簿記記帳の必要性

法人経営は個人経営と異なり、会計処理及び報告に関しては企業会計原則を守る必要があります。企業会計原則は、「一般原則」、「損益計算書原則」、「貸借対照表原則」に区分されています。

【一般原則】

① 真実性の原則

企業会計は、企業の財産状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない

② 正規の簿記の原則

企業会計は、全ての取引につき、正規の簿記（複式簿記）の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない

※「正規の簿記の原則」を構成する要件として、一般に以下の3点が挙げられる。

1. 記録の網羅性…すべての取引はもろさず、網羅的に記録されること。
2. 記録の検証可能性…すべての取引は事実を立証しうるだけの客観的証拠に基づいて記録されること。
3. 記録の秩序性…すべての取引は秩序正しく組織的にかつ相互に関連して記されること。

③ 資本利益区別の原則

資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない

④ 明瞭性の原則

企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない

⑤ 継続性の原則

企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない

⑥ 保守主義の原則

企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合は、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない

⑦ 単一性の原則

総会提出、信用目的、租税目的などのために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない

【損益計算書原則】

① 損益計算書の本質

損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするために、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。

1. すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に計上しなければならない。
2. 費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。
3. 費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。

その他、損益計算書の区分、営業利益、営業外損益、経常利益、特別損益、税引前当期純利益、当期純利益、当期未処分利益について記載があります。

【貸借対照表原則】

① 貸借対照表の本質

貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。ただし、正規の簿記の原則に従って処理された場合に生じた簿外資産及び簿外負債は貸借対照表の記載外におくことができる。

1. 資産、負債及び資本は、適正な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。
2. 資産、負債及び資本は総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は資本の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。
3. 受取手形の割引高又は裏書譲渡高、保証債務等の偶発債務、債務の担保に供している資産、発行済株式一株当たり当期純利益及び同一株当たり純資産額等企業の財務内容を判断するために重要な事項は、貸借対照表に注記しなければならない。
4. 将来の期間に影響する特定の費用は、次期以降の期間に配分して処理するため、経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる。
5. 貸借対照表の資産の合計金額は、負債と資本の合計金額に一致しなければならない。

その他、貸借対照表の区分、貸借対照表の配列、貸借対照表の分類、資産の貸借対照表価額について記載があります。

法人は、事業として経営管理をしていかなければなりません。経営管理とは、究極には資本の管理です。資本を合理的に管理・運営し、新たな利潤を生み出すことが経営の目的であり、合理的な経営管理のためにも複式簿記が欠かせません。

さらに、経営管理では、品目毎かつ月別に収入・支出の状況が把握できる状態であることも必要といえます。

(2) 勘定科目の設定

簿記では、どの様な勘定科目を使うかは自由ですが、(社)日本農業法人協会において、「農業法人標準科目」が策定されています。このほか、広島県農業協同組合中央会が策定した、「広島県農業法人標準勘定科目」があります。

統一された勘定科目を使うことで、財務諸表の分析・比較が行い易くなります。